



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 1
- 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課） 7

規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 8
- 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 9

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 自動車取得税について、暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとした。（附則第15条関係）
- 2 自動車取得税について、税率の時限的な軽減措置の対象に車両重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス及びトラックの一部の車種を追加し、同措置を継続することとした。（附則第15条関係）
- 3 軽油引取税について、暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとした。（附則第17条関係）
- 4 軽油引取税について、ガソリン価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る税率分を課税停止とする措置を創設することとした。（附則第17条の2関係）
- 5 燃費性能等に優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする自動車税の特例について、軽減対象の見直しを行った上で、2年間延長することとした。（附則第19条関係）
- 6 この条例は、平成22年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。（附則第1項から第4項まで）

○ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 過疎地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除に関し、対象業種のうちソフトウェア業を情報通信技術利用事業に改め、適用期限を1年間延長することとした。（第9条関係）
- 2 中心市街地における不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除に関し、適用期限を2年延長することとした。（第12条関係）
- 3 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第24号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第15条の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第1項中「この条」の次に「から附則第15条の3まで」を加え、「当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第169条の規定にかかわらず」を「第112条の規定にかかわらず、当分の間」に改め、同条第2項中「第8項第1号若しくは第2号」を「第8項第1号、第2号若しくは第3号イ」に、「第10項」を「附則第15条の3第1項」に改め、「この条」の次に「及び附則第15条の3」を加え、同条第3項第1号中「第4条の4第2項」を「第4条の5第1項」に改め、同号ア中「第4条の4第3項」を「第4条の5第2項」に改め、同号ウ中「第4条の4第4項」を「第4条の5第3項」に改め、同項第2号中「第11項」を「附則第15条の3第2項」に改め、同条第4項中「第4条の4第5項」を「第4条の5第4項」に、「第19条第1項及び第3項」を「第19条第1項から第3項まで」に改め、同条第5項中「第4条の4第6項」を「第4条の5第5項」に、「第19条第1項及び第3項」を「第19条第1項から第3項まで」に改め、同項第1号中「第4条の4第7項」を「第4条の5第6項」に、「及び附則第19条第3項」を「並びに附則第19条第2項及び第3項」に、「第4条の4第8項」を「第4条の5第7項」に改め、同項第2号中「第4条の4第9項」を「第4条の5第8項」に、「及び附則第19条第3項」を「並びに附則第19条第2項及び第3項」に、「第4条の4第10項」を「第4条の5第9項」に改め、同条第6項中「第4条の4第11項」を「第4条の5第10項」に改め、同条第7項中「第4条の4第12項」を「第4条の5第11項」に、「第4条の4第13項」を「第4条の5第12項」に改め、同項第1号中「第4条の4第14項」を「第4条の5第13項」に改め、同号ア中「第4条の4第15項」を「第4条の5第14項」に改め、同項第2号中「第4条の4第16項」を「第4条の5第15項」に改め、同号ア中「第4条の4第17項」を「第4条の5第16項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項又は附則第15条の3第1項若しくは第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得

を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年8月31日(第2号に掲げる自動車にあつては、平成23年8月31日)までに行われたときに限り、第112条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号又は第3号イに掲げる軽油自動車にあつては100分の1を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2(当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1)を、第3号アに掲げる軽油自動車にあつては100の0.5をそれぞれ控除した率とする。

附則第15条第8項第1号中「第4条の4第18項」を「第4条の5第17項」に、「同条第19項」を「同条第18項」に改め、同項第2号中「第4条の4第20項」を「第4条の5第19項」に、「同条第21項」を「同条第20項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の5第21項で定めるもの(以下この号において「平成21年軽油軽量車基準」という。)に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、平成21年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の5第22項で定めるもの

附則第15条第9項から第12項までを削り、同条の次に次の2条を加える。

(自動車取得税の免税点の特例)

第15条の2 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第113条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第15条の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種省エネルギー自動車の取得(附則第15条第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た

額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第4条の6第1項で定めるもの（以下この項及び次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第2項で定めるもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第4条の6第3項で定めるもの

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種省エネルギー自動車の取得（附則第15条第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第4条の6第4項で定めるもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則附則第4条の6第5項で定めるもの

3 前2項の規定は、第115条第1項又は第116条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6第6項で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第16条第1項中「第12条の2の4第1項」を「第12条の2の7第1項」に改める。

附則第17条中「平成30年3月31日までに第121条第1項若しくは第2項に規定する軽油

の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第122条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第121条第6項の規定に該当するに至った場合における」を削り、「かかわらず」の次に「、当分の間」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第17条の2 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第121条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第122条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第121条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第121条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第122条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第121条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第19条第1項中「(次項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第1号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同項第2号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同条第2項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第140条の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第4項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則附則第5条の2第5項で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条の2第6項で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項で定めるものをいう。）

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第9項で定めるもの（次項及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第10項で定めるもの

附則第19条第3項第2号ア中「第5条の2第5項」を「第5条の2第11項」に改め、同号イ中「第5条の2第7項」を「第5条の2第12項」に改め、同項第3号中「第5条の2第8項」を「第5条の2第13項」に改め、同条第4項中「100分の110」を「100分の115」に、「第5条の2第9項」を「第5条の2第14項」に、「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成19年度分」を「平成22年度分」に改め、「当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り」を削

り、同条第5項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 新条例附則第16条の規定は、施行日以後に新条例第121条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に改正前の沖縄県税条例第121条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例附則第19条の規定は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第25号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事

沖繩県 自動車税事務所長 印
事 務 所 長

第88号様式中 「沖繩県 県税事務所長 支庁長 殿」を「沖繩県 県税事務所長 事務所長 殿」に改める。

第130号様式中 「登録番号
又は車両番号」を「登録番号
又は車両番号」に改める。

第149号様式中 「理由」を「理由」キロリットル」を

「理由」に改める。

第172号様式中

- 「(注) 1 自動車の運行実績を証明する書類の写しを添付してください。
- 2 社会福祉法人又は社会福祉協議会の定款の写しを添付してください。
- 3 所有者と現に使用する者が異なる場合には、現に使用する者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入してください。」

「※ 添付書類

- 1 自動車の運行実績を証明する書類（運行日誌過去3ヵ月分）の写し（新規登録の場合は、運行計画書の写し）
- 2 社会福祉法人又は社会福祉協議会の定款の写し に改める。
- 3 自動車検査証の写し

(注) 所有者と現に使用する者が異なる場合には、現に使用する者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入すること。」

第215号様式（表）中「支庁の長」を「事務所の長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第88号様式及び第215号様式（表）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖繩県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第58号様式の2の規定により交付された自動車税納税証明書は、改正後の第58号様式の2の規定により交付された自動車税納税証明書とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県規則第25号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第4条第1項第1号の算式中「ソフトウェア業用」を「情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）用」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---